

2025年6月改訂

貯法 室温保存

動物用医薬品

承認指令書番号 10 畜A第334号

販売開始年月 1964年6月

パントテン酸製剤

パンカル[®] 注50mg

Pancal[®] Injection 50mg

パントテン酸は、生体内にとり入れられると組織細胞中でCoAに合成されます。CoAは、アセチル化反応の補酵素として、アミノ酸、脂質、糖質の代謝、アセチルコリン、ステロイド、ポルフィリンなどの生体必須物質の合成や解毒等に関与し、重要な生理作用を営んでいます。

パンカル注50mgは、パントテン酸カルシウムを一定の方法によって安定な注射液としたものです。

【成分及び分量】

パンカル注50mgは、1mL中 日本薬局方パントテン酸カルシウム50mgを含有する無色澄明な注射液です。

【効能又は効果】

パントテン酸の補給

パントテン酸欠乏症による下記疾病（症状）の予防と治療

馬：肝機能障害

牛：肝機能障害、ケトーシス

豚：繁殖障害、成長遅延、皮膚疾患

犬、猫：皮膚疾患

ウサギ：肝機能障害、皮膚疾患

鶏：成長遅延

【用法及び用量】

体重1kg当たりパントテン酸カルシウムとして下記量を1日量として皮下、筋肉内又は静脈内に注射する。

なお、動物の飼養および健康状態により用量及び投与期間を適宜増減する。

馬、牛：0.5～2mg（本剤として0.01～0.04mL）

豚：0.8～5mg（本剤として0.016～0.1mL）

犬、猫、鶏：5～10mg（本剤として0.1～0.2mL）

ウサギ：2.5～10mg（本剤として0.05～0.2mL）

【使用上の注意】

「基本的事項」

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は獣医師の指導の下で使用する。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的のみに使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- ・本剤を分割投与する場合は、速やかに使用すること。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・注射針は必ず1頭ごとに取りかえること。

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・本剤の投与前には体温、呼吸状態、脈拍など対象動物の健康状態について観察し、パントテン酸欠乏に由来する症状であると推定された場合に投与すること。
- ・皮下又は筋肉内注射を行う場合、注射時に注射針が血管あるいは臓器内に入っていないことを確認して投与すること。
- ・静脈内注射を行う場合、注射時に注射針が血管内に確実に入っていることを確認し、ゆるやかに投与すること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【包装】

パンカル注 50 mg (1 mL中 50 mg 含有) 100 mL × 5

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社

〒105-0021

東京都港区東新橋一丁目9番2号

TEL : 03(4332)1620

FAX : 03(6699)7819

<https://www.vet.meiji.com/>

【製造販売元】

明治アニマルヘルス株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番2号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所にも報告をお願いします。